

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生について

平成 19 年 1 月

食品安全委員会事務局

1 月 11 日 (木)

- 宮崎県が農林水産省に「宮崎県清武町において高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が発生した」旨の連絡
- 農林水産省が「国内における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について」をプレスリリース

1 月 12 日 (金)

- 「農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部」において今後の対応について決定（参考 1）
 - 1 宮崎県に農林水産省の専門家を派遣するとともに、必要なまん延防止措置を迅速かつ的確に実施
 - 2 都道府県に対し、農場に異常がないことを確認するとともに、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知
 - 3 関係府省と十分連携を図りつつ、正確な情報の提供に尽力
 - 4 高病原性鳥インフルエンザと確認された場合には、速やかに疫学調査チームを立ち上げ、感染経路の究明を実施

○ 鳥インフルエンザの情報が見やすくなるよう食品安全委員会ホームページを更新

○ 「鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議幹事会」において各省から概要の報告

1 月 13 日 (土)

○ 農林水産省が「宮崎県における H5 亜型の A 型インフルエンザウイルスの分離について」をプレスリリース（参考 2）

○ 「鳥インフルエンザの発生に関する食品安全委員会委員長談話」をプレスリリース（参考 3）

1月15日(月)

- 「農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部」において「感染経路究明チーム」の設置を決定（参考4）

1月16日(火)

- 農林水産省が「宮崎県において分離されたA型インフルエンザウイルスの検査結果について」（→H5N1亜型であることを確認）をプレスリリース
- 「鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議幹事会」において各省から対応状況の報告
- 農林水産省が「緊急立入調査等による飼養家きんの異常の有無の確認状況等について（16日21時現在）」をプレスリリース（参考5）

1月17日(水)

- 農林水産省が「宮崎県における鳥インフルエンザ発生に伴う小売店舗における鶏卵・鶏肉の不適切な表示に関する調査状況について」をプレスリリース（参考6）
- 食品安全委員会ホームページの「鳥インフルエンザのQ&A」のQ1（発生状況）を更新（参考7）

平成19年1月12日

農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部決定事項

- 1 宮崎県に農林水産省の専門家を派遣し、都道府県との連絡調整を図るとともに、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、引き続き必要なまん延防止措置を迅速かつ的確に実施。
- 2 今回の事例を踏まえ、都道府県に対し、農場への緊急立入調査等により、異常がないことを確認するとともに、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
- 3 関係府省と十分連携を図りつつ、鶏卵及び鶏肉の安全性に関する消費者及び流通業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努める。
- 4 高病原性鳥インフルエンザと確認された場合には、速やかに疫学調査チームを立ち上げ、感染経路の究明を行う。

プレスリリース

平成19年1月13日
農 林 水 産 省

宮崎県におけるH5亜型のA型インフルエンザウイルスの分離について
(高病原性鳥インフルエンザの発生の確認)

1 農場の概要

宮崎県宮崎郡清武町、肉用種鶏飼養農場（飼養羽数：約12,000羽）

2 ウイルスの同定

- (1) 1月12日、当該農場の飼養鶏からA型鳥インフルエンザウイルスと思われるウイルスが分離されたため、本日、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所において、ウイルスの同定を行ったところ、当該ウイルスが、H5亜型のA型インフルエンザであることが確認された。
- (2) なお、動物衛生研究所では、引き続き、分離されたウイルスの性状の検査を行い、当該ウイルスの病原性や遺伝子型等を確認する予定。

3 今後の防疫対応

- (1) 本日、高病原性鳥インフルエンザと確認されたことから、

- ① 当該発生農場における飼養家さんの殺処分
- ② 当該発生農場の消毒
- ③ 当該発生農場の周辺農場における移動制限
(半径10Km以内に16戸、約33万羽)

※プレスリリース後、
約19.4万羽であることが
確認された。

等の必要な防疫措置を実施することとしたところである。

- (2) 12日の高病原性鳥インフルエンザ対策本部決定事項に基づき、速やかに疫学調査チームを立ち上げ、感染経路の究明を行う。

【報道機関へのお願い】

- 1 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先

農林水産省消費・安全局

TEL : 03-3502-8111 (代表)

担当：動物衛生課 山口 (内線3202)

03-3502-0767 (直通)

当資料のホームページ掲載先URL

<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

平成19年1月13日

鳥インフルエンザの発生に関する食品安全委員会委員長談話

1. 今回、農林水産省から、宮崎県におけるH5亜型の鳥インフルエンザの発生が発表されました。
2. 食品安全委員会の見解は、平成16年3月に発表した「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」（平成17年12月更新）（別添）のとおりですので、国民の皆様には、冷静に対応していただきますようお願いいたします。

2004年 3月11日

2005年12月15日 更新

鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

○ 万が一、食品に鳥インフルエンザウイルスがついたとしても、現在のところ、わが国においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトが感染することは考えられません。

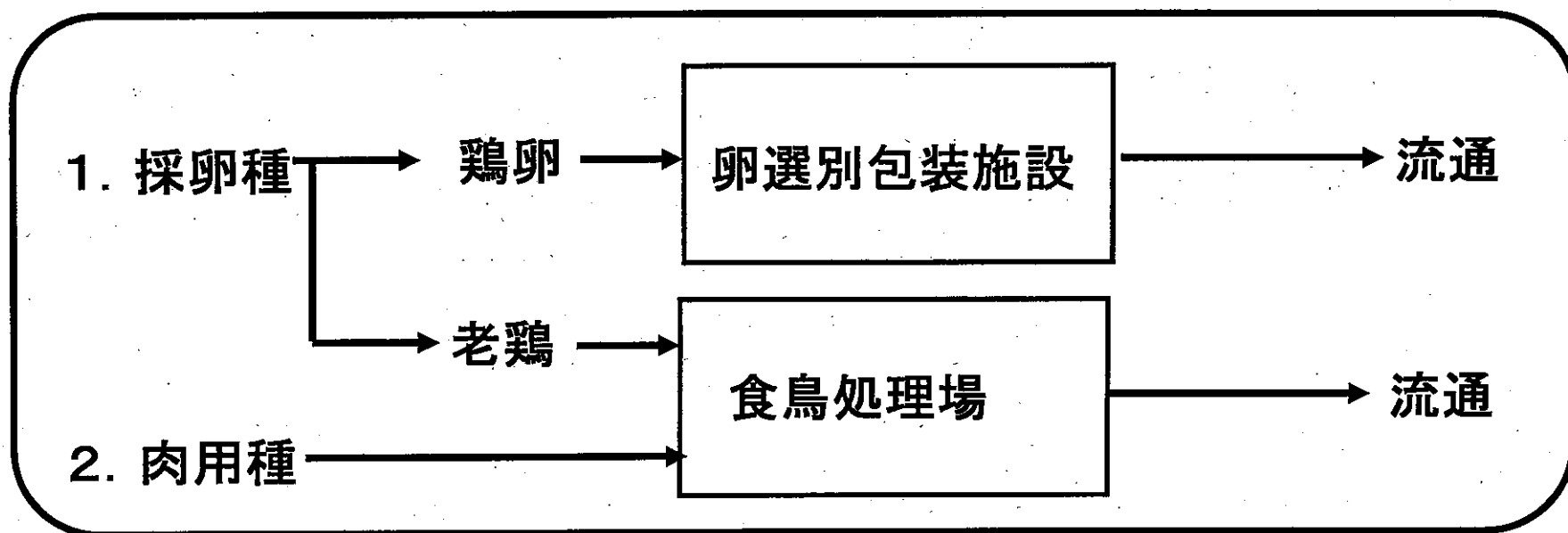
- ・ 酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること
- ・ ヒトの細胞に入り込むための受容体は、鳥のものとは異なること
- ・ 通常の加熱調理で容易に死滅するので、加熱すればさらに安全

○ これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染した例は、世界的に報告はありません。海外でヒトが感染した例は、感染した鳥と密接に接触したヒトがごくまれに呼吸器を通じてウイルスが細胞に入り込んで感染したものと考えられています。

なお、WHO(世界保健機関)は、鶏などの家きん類にH5N1亜型が集団発生している地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きん類の肉及び家きん類由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に到達すること)及び適切な取扱いを行うことが必要であるとしています。

鶏肉・鶏卵は、安全のための措置が講じられています。

- 国産の鶏卵は、卵選別包装施設(GPセンター)で、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、次亜塩素酸ナトリウムなどの殺菌剤で洗卵されています。
- 国産の鶏肉は、食鳥処理場で、通常、約60℃のもとで脱羽され、最終的に次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄されています。



「農林水産省高病原性鳥インフルエンザ
対策本部」決定事項

<参考4>

平成19年1月15日
消費・安全局

宮崎県で発生した高病原性鳥インフルエンザに関する感
染経路究明チームの設置について

1 趣 旨

宮崎県下で発生した高病原性鳥インフルエンザの感染経路を究明するため、疫学、ウイルス、野鳥等の専門家で構成される「高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム」（感染経路究明チーム）を設置し、科学的なデータに基づいた分析・評価等を行う。

2 委 員

伊藤	^{としひろ} 壽啓	鳥取大学農学部教授
金井	裕	(財)日本野鳥の会主任研究員
後藤	俊郎	宮崎県宮崎家畜保健衛生所主任
西藤	岳彦	動物衛生研究所主任研究員
志村	亀夫	動物衛生研究所動物疾病対策センター長
米田	久美子	(財)自然環境研究センター研究主幹

3 今後のスケジュール

1月17日(水) 第1回検討会(現地調査)

1月22日の週 第2回検討会(家きん疾病小委と合同)

4 その他

感染経路究明チームでの検討は、食料・農業・農村政策審議会家きん疾病小委員会及び環境省の野鳥関係の調査・検討などとも十分連携を取りながら行う。

平成19年1月16日

消費・安全局

緊急立入調査等による飼養家きんの異常の有無の確認状況等
について（16日21時現在）

各都道府県が実施した緊急立入調査等による飼養家きんの異常の有無の確認結果は、以下のとおりでしたのでお知らせいたします。

1 調査結果

家畜伝染病予防法第52条の規定により、報告を求めている飼養農場（飼養羽数1,000羽以上）においては、全ての飼養農場で異常がないことを確認した。

○緊急立入調査等の確認状況

報告徴求対象農場戸数	8,197
異常有無確認農場戸数	8,197

2 今後の対応

- （1）飼養羽数の大小にかかわらず、本病の早期発見、早期通報を行うよう改めて通知し、徹底を図る。
- （2）飼養家きんの死亡羽数等の状況の定期的な報告については、現在、月毎に求めているところであるが、国際基準（OIEコード）に基づく清浄国へ復帰するまでの間は、毎週報告を求めることとする。

<参考6>

平成19年1月17日
農 林 水 産 省

宮崎県における鳥インフルエンザ発生に伴う小売店舗における 鶏卵・鶏肉の不適切な表示に関する調査状況について

1月12日から16日までの調査結果をお知らせします。不適切な表示114件が確認されましたが、すべてが撤去・修正されており、小売店舗においては概ね冷静な対応となっています。

地方農政局等	調査店 舗数	不適切 店舗数	うち、撤去・修正 等をした店舗数	拒否した 店舗数	対応中（本部と相 談中）等の店舗数
北海道	73	0	0	0	0
東北	156	0	0	0	0
関東	326	4	4	0	0
北陸	96	15	15	0	0
東海	103	2	2	0	0
近畿	541	9	9	0	0
中国四国	364	16	16	0	0
九州	1,193	67	67	0	0
沖縄	15	1	1	0	0
合 計 (%)	2,867 (100.0)	114 (4.0)	114 (4.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

撤去・修正を要請した不適切な表示は、「発生場所と離れた場所で生産しているのでご安心してご購入下さい。」「宮崎県清武町からの仕入れは一切ございませんので、ご安心してお求め下さい」等の内容のものがありませんでした。

トピックス

分野別情報

新着情報

委員会からのお知らせ

リスク評価

意見募集等

意見交換等

用語集

法令等

リンク集

国民の健康と安全のために。

食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、食品を摂取することによる健康への影響について科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に評価を行う機関です。

○ 鳥インフルエンザの発生に関する食品安全委員会委員長談話を発表しました。(平成19年1月13日)

Q 新着情報 直近2日分を表示

詳細はこちらをご覧ください



「食品安全委員会e-マガジン」会員登録中！

ご登録はこちら

○ ノロウイルス食中毒に注意しましょう！

○ 鳥インフルエンザについて

2007.01.17

【新着情報】「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座(広島)」の開催と参加者の募集について(お知らせ)[開催日:平成19年2月13日]

【新着情報】「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座(岡山)」の開催と参加者の募集について(お知らせ)[開催日:平成19年2月14日]

2007.01.16

【その他】平成19年度における食品健康影響評価技術研究の研究課題の公募について(募集期間:平成19年1月15日(月)から2月13日(火)(必着)まで)

【委員等】食品安全委員会(第174回)の開催について[開催日:平成19年1月18日]

【委員等】食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会(第29回)の開催について[開催日:平成19年1月22日]

【委員等】食品安全委員会農業専門調査会確認評価第二部会(第2回)の開催について(非公開)[開催日:平成19年1月22日]

【委員等】食品安全委員会企画専門調査会(第18回)の開催について[開催日:平成19年1月23日]

【委員等】食品安全委員会汚染物質専門調査会(第16回)の開催について[開催日:平成19年1月23日]

2007.01.12

【その他】「米国BSEサーベイランス見直しに対する見解について」を掲載

【委員等】「食品に関するリスクコミュニケーション(農業に関する意見交換会)」の開催及び参加者の募集について(お知らせ)(山梨県甲府市)[開催日:平成19年2月14日]

2007.01.11

【意見募集】カズサホスに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての御意見・情報の募集について

【意見募集】「ジェランガムK3B646」に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての御意見・情報の募集について

2007.01.04

【委員等】「地域の指導者育成講習会(徳島)～食の安全情報の共有化を目指して～」の開催と参加者の募集について(お知らせ)[開催日:平成19年2月7日]

【委員等】「地域の指導者育成講習会(埼玉)～食の安全情報の共有化を目指して～」の開催と参加者の募集について(お知らせ)[開催日:平成19年2月9日]

2006.12.27

【委員等】「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座(三重)」の開催と参加者の募集について(お知らせ)[開催日:平成19年1月25日]

！ホットトピック

重要なお知らせ(委員長談話など)

トピックス

ノロウイルス-NEW-

(情報提供など)

鳥インフルエンザ-NEW-

(安全性、Q&A、情報提供など)

食中毒-NEW-

(情報提供など)

BSE及びvCJD-NEW-

(Q&A、情報提供など)

食品安全リスク分析について

ファクトシート

(科学的知見に基づく概要書)

トランス脂肪酸[PDF]

リスク評価(評価結果など)

相談受付(食の安全ダイヤル)

相談受付(メール窓口)

FAQ

Q 食品安全総合情報システム

食品安全委員会が保有する、食品の安全性に関する情報を、資料の種類別に整理したデータベースです。

検索画面へ

English Page

Click here to access English resources including general information, risk assessment reports and food safety-related topics. -NEW-

意見募集等

一般の方向けの解説をお探しの方

キッズボックス

「「食べ物に繁殖する微生物」って、こわい？」を掲載しました。

食品安全委員会季刊誌「食品安全」

第11号を掲載しました。

パンフレット

食品安全委員会e-マガジン

食品安全委員会では現在メールマガジンの会員を募集中！！

ご登録はこちら

[トピックス](#) [分野別情報](#) [新着情報](#) [委員会からのお知らせ](#) [リスク評価](#) [意見募集等](#) [意見交換等](#) [用語集](#) [法令等](#) [リンク集](#)[トップページ](#) > [トピックス](#) > [鳥インフルエンザについて](#)

トピックス

鳥インフルエンザについて

鳥インフルエンザについて

(平成19年1月16日更新)

現在、鳥インフルエンザウイルスが世界的に広がりを見せています。

日本でも、平成19年1月13日、農林水産省から宮崎県において高病原性鳥インフルエンザが発生したと発表されました。

現在、食品安全委員会としても、情報の収集に努めているところです。

本ページは関係資料を随時掲載していく予定としております。

▶ [平成19年1月13日鳥インフルエンザの発生に関する食品安全委員会委員長談話\(平成19年1月13日\)](#) -NEW-

▶ [鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方\[PDF\]\(平成17年12月15日更新\)](#)

(参考) [鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方\(イラスト入り\)\[PDF\]\(平成17年12月15日更新\)](#)

▶ [平成17年6月27日 鳥インフルエンザの発生に関する食品安全委員長談話\(平成17年6月27日\)](#)

▶ [高病原性鳥インフルエンザに関する周知徹底について\(平成16年3月9日\)](#)

▶ [国民の皆様へ\(平成16年3月9日\)\[PDF\]](#)

[インフルエンザウイルスについて](#)

(平成18年9月13日更新)

[鳥インフルエンザのQ&A](#)

(平成19年1月16日更新)

- NEW -

[委員会における関係資料](#)

(平成17年12月16日更新)

[関係機関へのリンク](#)



トップページ > トピックス > 鳥インフルエンザについて > 鳥インフルエンザのQ&A

トピックス

鳥インフルエンザについて

鳥インフルエンザのQ&A

▶ 鳥インフルエンザのQ&A

- Q1 高病原性鳥インフルエンザとは何ですか。どのくらい発生しているのですか。[PDF](平成19年1月16日更新) -NEW-
- Q2 高病原性鳥インフルエンザは食品を介してヒトに感染するのですか。[PDF](平成17年12月15日更新)
- Q3 日本の高病原性鳥インフルエンザ対策について教えてください。[PDF]
- Q4 鶏肉、鶏卵等に関する各国(国際機関を含む)の対応について教えてください。(平成18年8月31日更新)

▶ 食の安全ダイヤルに寄せられた質問等について

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9218 FAX 03-3591-2237

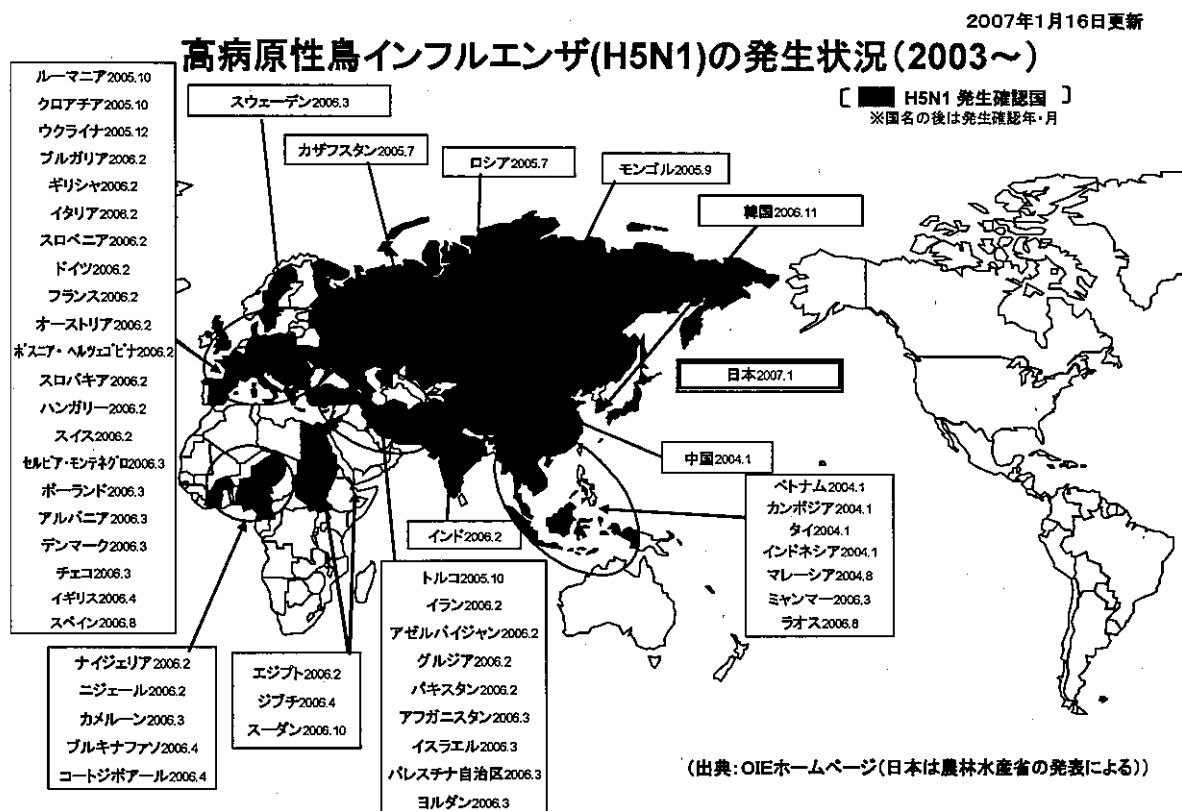
Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

プライバシーポリシー

Q1 高病原性鳥インフルエンザとは何ですか。どのくらい発生しているのですか。

鳥インフルエンザウイルスとヒトのインフルエンザウイルスとは同じインフルエンザウイルスのグループですが、その構造は異なっています。鳥インフルエンザのうち、鶏などの家きん類に対して全身症状など特に強い病原性を有し、高い（実験的には75%以上の）致死率を示す特定のウイルスによる疾病を「高病原性鳥インフルエンザ」と呼びます※1。

最近、世界的に拡大がみられ、WHO(世界保健機関)がヒトへの健康に関連して懸念を表明しているH5N1 亜型については、ベトナム、タイ、カンボジア、インドネシア、中国、マレーシア、ロシア、カザフスタン、モンゴル、ルーマニア、トルコ、クロアチア、ウクライナ、ナイジェリア、ブルガリア、ギリシャ、イタリア、スロベニア、ドイツ、オーストリア、イラン、アゼルバイジャン、エジプト、インド、フランス、スロバキア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ハンガリー、グルジア、パキスタン、スイス、ニジェール、セルビア・モンテネグロ、ポーランド、アルバニア、ミャンマー、カメルーン、スウェーデン、アフガニスタン、イスラエル、デンマーク、ヨルダン、チェコ、ブルキナファソ、イギリス、コートジボアール、パレスチナ自治区、ジブチ、ラオス、スペイン、スーダン、韓国等の52カ国・地域において、家きん等での発生が確認されています。日本においても、2004年（平成16年）の発生・終息後、2007年（平成19年）1月に宮崎県においてH5N1 亜型による鶏の感染例が発生し、現在防疫措置が講じられています。（下図参照）



※1 「高病原性」という表現は、鳥に対する高病原性を示し、ヒトに対する病原性を示したものではありません。なお、わが国では、分類上、病原性の低い弱毒タイプを含む、全ての H5 亜型、H7 亜型、及びそれら以外で家きんに対して病原性が強いウイルスによる疾病を高病原性鳥インフルエンザとしています。